

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第51号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第52号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更並びに小字の区域の廃止について
- 議案第54号 宝達志水町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 道路整備促進に関する意見書
- 認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 認定第6号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成18年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について

平成19年9月12日（水曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	中村清康
住民課長	太田永作
税務課長	高下良博
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛冶一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	上井信昭
学校教育課長	松田正晴

生涯学習課長 源 大 恵  
会計課長 藤 本 和 善  
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

#### 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第51号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第52号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第53号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更並びに小字の区域の廃止について
- 日程第 7 議案第54号 宝達志水町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第2号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成18年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成18年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成18年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定につ

いて

日程第16 認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定  
について

日程第17 議案に対する質疑

日程第18 町政一般についての質問

日程第19 決算特別委員会の設置

日程第20 議案の委員会付託

#### 開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成19年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、5番 川崎與一君、6番 岡野 茂君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの8日間に決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書採択の陳情について及び平成19年度森林整備事業に関する件は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成19年7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第51号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成19年第3回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、ことしの夏は、全国的に気温が過去最高を記録するという、これまでにないほどの猛暑が続いたまことに暑い夏でありました。

しかし、その一方で、一たび雨が降れば、その降り方もこれまた激しかったことは、まさに異常気象としか言えず、これこそ地球温暖化のあらわれでなかろうかと思っております。

この地球温暖化がこのまま進みますと、世界的に豪雨、干ばつなどの異常気象の多発による穀物生産の低下、それに伴う食料不足問題、そしてエネルギー不足など、我々の生命を脅かす問題が次々と起こることが懸念されます。このような事態を招かないためにも、地球温暖化防止対策については、我々一人一人がこれからの子供たちのためにも、今まで以上に真剣に取り組んでいかなければならないことを改めて感じた次第であります。

町といたしましても、その原因と言われる二酸化炭素などの、温室効果ガス削減のための各種啓発を行うなど、積極的に取り組んでいかなければならないと思っております。

さて、ことしは国政の場においても、参議院議員通常選挙で与党が大敗を喫し、与野党の勢力が逆転したことから、これまた暑い夏であったかと思っております。その原因はと申しますと、報道では政治と金や年金記録の不備、あるいは閣僚の不適切発言などと言われておりますが、それに加えて、都市と地方の地域格差に対する地方の怒りも大きな原因の一つではなかったかと考えております。

これまで、国は地方分権を唱え、強力に三位一体の改革を推し進めてきましたが、実際

にはこの改革の中身は、地方交付税や補助金の削減にほかならないことから、大多数の地方自治体にとっては、なすすべもなく、ただただ疲弊していくしかなかったのが事実であります。特に、本町のような財政基盤が脆弱な地方自治体にとっては、この改革は自治体の存続そのものを脅かしているといっても決して過言ではありません。

そんな中、先般、安倍改造内閣が発足したその中で、地方・都市格差是正担当相が設けられたことは、国もやっと地方の声に真摯に耳を傾け、そして疲弊し切った地方の立場に立って、都市と地方の地域間格差の是正に取り組み出したのではないかと考えております。

私といたしましては、国が、これからどのようにして格差の是正を図っていくのか期待を持ち、注視してまいりたいと存じます。

一方、本町といたしましても、国の政策に頼るだけでは展望は開けません。こんな時だからこそ、常に町民の声に真摯に耳を傾け、そして議会の御協力のもと、鋭意、行財政改革を断行し、町政運営に取り組みなければならないと考えておりますので、何とぞ皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

さて、その行財政改革、今年度は、公共施設の統廃合の推進を重要項目として掲げていることは、たびたび申し上げておりますが、先般、この統廃合を検討するための公共施設統廃合検討委員会の第1回目の会議を開き、本格的な討議を始めたところであります。

今後、さらに3回程度、検討委員会を開催し、そこで取りまとめられる公共施設統廃合推進計画について、12月議会においてお示ししたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、去る8月17日から26日にかけて、町青少年国際交流推進事業として、萩山議員を団長とする、本町の8名の中・高生の派遣団がオーストラリアのヌーサ市を訪問いたしました。

その間、ホームステイや地元のグッドシェパード・ルーゼラン校への体験入学などで、外国の人々と交流を図ったということは、参加した子供さんにとっては、とても貴重な経験であったと思います。帰国の際には、御家族も、子供さんが一回りも二回りも成長されたとお感じになったのではないのでしょうか。

今回参加された皆さんには、この貴重な体験をこれからの学生生活に役立てていただきたいと存じます。

それでは、今定例会に御提案いたします平成19年度予算補正に関する議案2件、字及び小字の区域、並びに小字の名称の変更並びに小字の区域の廃止に関する議案1件、条例の

改正に関する議案 1 件、そして、平成18年度の決算認定に係る案件 9 件につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第51号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,528万8,000円を増額し、総額をそれぞれ70億9,288万1,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算では、総務費で、さきの能登半島地震で被災した押水庁舎の修繕に係る費用と誘致企業に対する便宜供与の一環としての冷却水供給施設の整備に係る所要の経費を追加するものであります。

民生費では、全国健康福祉祭へ出場するための補助金及び申請件数の増加による自立支援型住宅リフォーム補助金の追加、また、障害者自立支援における短期入所者の増加及び過年度補助金の精算に伴う所要の経費を追加するものであります。

労働費では、先般、シルバー人材センターへの国庫補助金が決定しましたが、これにつきましては、町も同額の補助金を交付することになっていることから、その所要の経費を追加するものであります。

次に、農林水産業費では、今年度創設された石川森林環境税を財源として、5カ年にわたり、町内の手入れ不足の森林や間伐が施されていない森林などを対象として、環境林整備事業が行われることに伴い、今回、その全体計画を策定するために所要の経費を追加するものであります。

商工費では、機械設備貸与事業資金貸付金の新規借り入れに係る経費及び観光パンフレットの増刷に係る経費をそれぞれ追加するものであります。

次に、消防費では、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合への負担金に係る経費を追加するものであります。

教育費では、各小中学校において取り組まれている心の教育推進事業に対する県補助金が決定したことにより、財源を組み替えするとともに、少林寺拳法能登押水支部が全国大会出場することに対し補助金を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

一方、財源となります歳入予算では、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を充てるものであります。



次に、議案第52号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540万8,000円を増額し、それぞれ総額を13億5,239万9,000円とするものであります。

その内訳といたしまして、歳出予算につきましては、平成18年度国・県支払基金支出金の精算による返還金を追加するものであります。

歳入予算につきましては、平成18年度繰越金をもって充てるものであります。

続いて、議案第53号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更並びに小字の区域の廃止についてであります。

これは、平成12年度から行われてきました県営ほ場整備事業（担い手育成型）北大海地区の施工完了に伴い、区域内の区画形状が変更されたことから、区域、名称などについてそれぞれ変更または廃止するものであります。

次に、議案第54号 宝達志水町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、これまで下水道加入者への分担金軽減報奨金は、供用開始から3年以内に加入された場合に交付しておりましたが、来年3月1日以後に供用開始される区域においては、下水道への早期加入と下水道事業の経営安定化を確保するため、下水道加入者への報奨金の交付対象期間を、供用開始後2年以内に加入した場合とするものでありますので御了承を賜りたいと存じます。

次に、認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでは、平成18年度の各会計の決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、去る8月10日、23日、24日の3日間にわたって行われた、決算審査における町監査委員の意見を付して、決算書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

なお、平成18年度の予算編成及びその執行に当たっては、厳しい財政状況のもと、ケーブルテレビ施設整備、教育施設の耐震化等の整備、保健・医療・福祉の充実、子育て支援対策、上下水道及び幹線道路網の整備促進、産業の振興、生涯学習の推進など、各種政策課題に積極的に取り組んできたところであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

## 質 疑

議長（近岡義治君） ここで、議案第51号から認定第9号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

## 一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

13番（北 信幸君） 極端に暑い夏も去り、ようやく涼しい秋を迎えるようになりました。議員の皆様方におかれましても、職員の皆さんもほっとされたと思うわけでございます。

9月議会のトップを切って一般質問を行うわけでございますけれども、本日は町長と教育長に質問をいたしたいと思っております。

まず、中野町長に対する質問ですが、中学校の統合問題についてであります。昨年9月議会で、志雄、押水両中学校の統合問題について質問したのでありますが、その後、中学校問題単独の検討委員会が設置されず、町全体の施設の統廃合を検討する委員会が設置され、私の質問に対する答弁とは若干異なっておりますが、多少の前進があったのではないかと評価するものであります。

質問の第1点目は、その検討委員会では、中学校統合問題についてどのような論議または答申になったのかお尋ねをするものでございます。

2点目といたしまして、御存じのとおり、教育基本法が60年ぶりに改正され、昨年12月22日公布され、施行になったところであります。特に、第1条の教育の目的、第2条の教育の目標について、全国民の納得し得るものであります。また、当町の第一次宝達志水町

総合計画の中で、教育・文化・スポーツの充実、学校教育の充実にも置いて「押水、志雄両中学校の統合を目指す」と明記されておるわけでございます。

また、現在と将来にわたって、教育の重要性については、昨年9月議会で特に新町建設計画に基づく統合の必要性及び方向性についていろいろと質問したので、今回は重複を避けるため、肝心の点だけ町長の決意をお尋ねするものでございます。

志雄、押水両町の速やかな建設に向けて具体的な第一歩を踏み出すために、宝達志水町統合中学校建設基金設置条例などを制定し、複数年にわたり建設基金を積み立てする考えはありますかをお尋ねするものであります。

具体的には、平成17年の合併から平成26年までの合併特例債の充当可能期間の10年のうち、既に3分の1を過ぎております。合併特例債充当可能期間に統合中学の建設を完了しなければ、財源的に今世紀中は極めて困難であると思うわけですが、町長にも異論はないと思います。いかがでしょうか。

能登半島地震や中越沖地震が相次ぐ中で、今後いつ地震が発生するかわかりませんが、生徒の安全・安心の確保には、ほかよりも優先することを考えるのであります。小・中学校の耐震補強工事の問題もありますが、一日も早く統合中学校の建設に着手すべきと考えております。財源問題では、建設を先送りするようなことがあれば大変な思いを残すこととなりますが、町長の所見をお尋ねするものであります。統合中学建設の最も重要な問題は財源対策であることは、先ほど来申し上げたとおりであります。

次に、さきに申し上げました建設基金の造成についてですが、もう少し私なりに具体的に提言をいたしたいと思います。建設費を約35億円、用地費及び造成費に5億円、また備品等々に1億円程度と見込んで、総額で大体41億円程度になると思います。2分の1の国庫補助金と合併特例債90%の充当可能対象は明確ではありませんので、極めて大ざっぱな試算ではありますが、総額は約41億円になると思うわけでございます。

補助金を除き、幾ら有利な合併特例債でも、また、交付税措置はあっても償還は必要でありますから、将来に備えて基金積み立てをするものであります。総額の41億円自体、確定ではありませんが、仮定の議論になりますが、41億円の2分の1、国庫補助の20億5,000万円、残る20億5,000万円の90%を合併特例債を充当すると18億4,500万円となりますが、この償還のための基金造成を来年度から平成26年までの7年間実施すること、また、大ざっぱに言って償還開始は10年先ごろからだと思うわけですが、これからの7年間で毎年度積み立てするのが大きな問題であると思います。

補助金と合併特例債充当可能な対象外の事業もあろうかと思しますので、その対応にも予算が必要になると思います。財源事情の極めて困難な時期ではありますが、大変無理に無理を重ねるわけでございますけれども、年間に二、三億円程度の基金造成を行う必要が考えられますが、この点について町長の決意と所信をお聞かせいただきたいと思ひます。

今後も少子高齢化時代を乗り切るために、特に保健・医療・福祉にますます財源が必要になる状態は容易に想定できるものでありますが、将来にわたる教育の重要性について着目願ひたいものであります。基金造成に着手する時期に建設予定地の選定、建設時期と建設費等を含めたマスタープラン等をつくる必要があると思ひますが、この点についても町長の考えをお尋ねするものでございます。

次に、教育長に対する質問でございますけれども、先ほど来から町長に対し、教育の重要性や統合中学建設の必要性について申し上げたところでありますが、この問題は町長部局だけのことではなく、教育委員会にも極めて重要なことと思ひます。町長執行部と協力しながら統合中学建設を進めなければならないことは、申し上げるまでもないと思ひますが、そこで中学校統合問題を具体的に推進するために、教育委員会事務局に現在、学校教育課、生涯学習課に加えて統合中学の建設課を新設し、事業推進を図ることが必要ではないかと考えますが、教育長の率直な所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後になりましたが、統合中学建設は本町にとって最大のプロジェクトであり、これに対処するために議員各位と協議を行い、議会に統合中学建設に係る特別委員会を設置することなど、事業推進を図るため十分な審査を行い、町民の代表としてその負託にこたえたいと思ひているところでございます。

以上、私の町長と教育長に対する質問を終わりますが、町民全員が納得する、あるいは評価できるような答弁をいただきたいと思ひます。

以上をもって私の質問を終わりたいと思ひます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、北議員の質問にお答えいたします。

中学校の統合問題についてでありまして、仮定ではありますが、大変具体的な数字まで掲げての質問ではなかったかと思ひます。

昨年の9月定例会におきまして、北議員から中学校統合の今後の見通しについての方向性についての質問がございました。そのとおりでございます。その中で、中学校統合問題

につきましては、町の重要課題としてとらえており、できることなら年度末までに調査検討委員会を立ち上げて、議会の皆さん方とも相談をしたいという答弁をさせていただきました。

その後、町の公共施設の統廃合、あるいはまたそれぞれを総合的に判断し、若干おくれたのも事実でございます。しかし、この中学校の統合につきましては、早い段階にやらなければいけないという考えは今でも変わっておりません。若干おくれましたが、この町の公共施設等統廃合検討委員会の内容が固まったところから、ことしの6月、中学校施設整備検討委員会を12名の方で立ち上げて、ただいま鋭意審議を重ねているところであります。

この中学校施設整備検討委員会は、今月中あるいはまた来月中には、この委員会での答申が出されると伺っております。それに基づいて公共施設等統廃合検討委員会でこの問題を協議、あるいはまた検討の後、具体的な計画準備に入るわけでありますから、そのときには当然のことながら、より専門的な立場からの検討が必要になってきます。

そこで、私は、町議会におかれまして中学校建設に向けての特別委員会を設置していただき、その中で実施計画を煮詰めてまいりたいと考えております。もちろん、議会の特別検討委員会と執行部とは意見を調整しながら、町の重要課題でございますので、先ほど北議員が質問されたそれぞれの内容を十分に踏まえて、場所あるいはまた規模、予算、それぞれ検討してこの問題を前進させていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、基金の創設についてでございますが、現在の町の財政を考え、そして将来に向けて現在は町、すなわち町有施設整備基金が設置されており、その中で現在対応していく考えであります。また、いざ中学校の統合整備となったとき、その財源の大部分につきましては、先ほど質問のあったとおり、合併特例債をもって充てたいと考えているところから、改めて中学校の統合整備のために基金を創設することは、現在では考えておりません。しかし、先ほど申したとおり、特別委員会の中で皆さん方と設置していただけるならば、十分に論議しながらこの問題を進めていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

もちろん、検討委員会に議員の参画は、現在の委員会には入っておりません。ごく一部の方が入っておいでになるわけでございますけれども、中学校の統合整備のために議会内に設置していただき、議員の皆さんと鋭意相談しながら統合を進めていく考えでございます。

すので、いろいろな意見も出てくると思います。いろいろな角度から検討しなければならない大きな問題ではないかと思っておりますので、重ねて議会の中で特別委員会を設置していただき、私どもとしっかりと意見を調整しながら、この町の重要課題である中学校建設に向けて取り組んでいきたいと、こう思っておりますので、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 北議員の御質問にお答えいたします。

中学校統合のための専任職員の配置についての御質問でございます。現在、審議中の検討委員会の答申が公共施設統廃合検討委員会に報告され、了承が得られれば、すぐに答申に沿った整備方針に基づき、具体的な計画立案に入らなければならないと思っております。

その整備に係る所管事務は、近隣の他市町の例以上の事務が予想されますので、教育委員会内に御指摘の専任体制を敷いて、応分の職員の配置をもって対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

13番（北 信幸君） 町長の方から答弁をいただいたんですが、基金の創設をする考えはないと。きょう現在だと思えますけれども、基金は現在、町につくってあるということは今言われたんですけれども、それがすべてこの中学校の統合問題に充当できるのか。恐らく全体的なものだと思うわけでございますけれども、きょう現在はそういったことで、改めて中学校統廃合のためには基金は創設しないという御答弁でしたけれども、後にそういった答申がまとまり、教育長の答弁もいただきましたけれども、そういった段階になったときにそういったものを始めても、いささか遅いような気もするわけでございますけれども、できるものならば統合問題だけにして、そういった基金を創設していただくような財源を確保していただきたいと、このように思うわけでございます。

また、先ほどの全協の中でも、教育長の方から、やはり1学年のクラスは3クラス以上というようなことも説明されておりました。さきの県議会の教育委員会の中でも、高校統廃合の問題では1学年4クラス以上が望ましいというようなニュースも流れておりましたけれども、本日の朝刊にも、他の自治体では中学校の統廃合で35億円程度という見込みの

記事も載っております。

私も、ただざくっと試算をただけでございまして、41億円という金額を申し上げたんですけれども、できるものならば中学校統合だけという形で、つくりやすい、動きやすい、働きやすいような、そういった基金をぜひとも創設していただきたいと思いますので、再度質問いたしたいと思います。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 教育はやはり百年の大計ということでございまして、それぞれの自治体にとっても100年後の自治体を考えると、教育が一番大切なわけですので、中学校の統合ということは、町の重要課題だということにとらえているということで先ほど答弁させていただきました。

ただ、基金につきましては、議員も御承知のとおり、現在、町の財政的な問題もございまして、今どれだけそういった基金を積めるかということも、現在の段階では明確に答弁しかねますし、また、2億円、3億円という基金を毎年積むとなれば、それなりにやはり全体の町の収支にも影響してきます。そういった基金の問題につきましては、先ほど申したとおり、今後いろいろな角度から、この中学校建設に向けて議会の皆さん方と議論をしていかなければいけないわけですので、その時点でまた事新たに議論をさせていただくということで、今回は中学校建設に向けての基金は考えていないということで、御了承賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 私は、今回、中野町長に対しまして生活環境を中心に3項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず、一般国道159号の樋の川にかかる橋の改修についてお尋ねをしたいと思います。

国道159号は、敷浪から荻市間の改良工事が進み、また交通量も年々増加し続けている中で、樋の川にかかる橋の車道部分は道路改良前の状態で残されておるように思います。車道部分は幅員が狭く、敷浪から主要方面への車道に欄干がはみ出しております。

この欄干には過去に幾度となく車両等が衝突するという痛ましい事故が発生し、交通事故が絶えません。いつ死亡事故などの重大事故が起きないとも限りません。このような危険な状態を一刻も早く解消し、安全な道路の確保が重要と考えているところでございます

が、町としてこの状況をどのようにとらえておいでなのでございましょうか。

早期改修に向け、関係機関に対しどのような働きかけをされ、その結果どのようなになっているかをお尋ねしたいと思います。あわせて、今後とも改修に向けた努力をいただきますようお願いしたいと思います。

次に、町道荻市子浦2号線の整備についてお尋ねをいたします。

町道荻市子浦2号線は、志雄地区の東部と国道159号を結ぶ重要な幹線道路であるとともに、通勤・通学等の役割を担った生活道路であり、子浦市街地を走る主要地方道高岡羽昨線のバイパス的役割をも果たす重要な道路であります。この町道は延長約1キロ、片側1車線で沿線には曙団地、荻市団地などの住宅団地や工場、墓地等があり、また町中心部からのアクセス道路にもなっております。

このような状況のもと、歩行者や一般車両のほか、バスや大型車が国道159号から町中心部や東部地域に唯一入れる道路であり、今年度末の木質バイオマス発電施設の稼働等も考えますと、ますます交通量の増加が推測されるところでございます。しかしながら、この道路は歩道もなく、見通しが悪く、上り坂が2カ所もあり、細心の注意を払っていても事故の危険にさらされるなど、極めて危険な道路となっております。

また、主要地方道高岡羽昨線との接続点であります聖川交差点は、変則的な交差点として運転者にわかりづらく、また、大型車を初めとする多くの車両や通勤・通学の歩行者も多く、交通量が極めて多い交差点で、これまでに幾度となく事故が発生しているように思っております。

このような状況を考えますときに、全線にわたって十分な幅員の確保と歩道の整備を行うとともに、聖川交差点の機能向上を図り、あわせて国道159号子浦自歩道事業に合わせた荻市地内の接続点の改良等を早期に実施し、町民の快適かつ安全で安心な生活環境の確保を急ぐべきと考えております。これがひいては地域の発展と活性化につながるものと思っており、今後の整備計画について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、3点目でございますが、住宅の火災報知器の設置についてお尋ねをいたします。

平成16年に消防法が一部改正され、日本全国すべての住宅に火災報知器の設置が義務づけられ、昨年6月から施行されたところでございます。概要につきましては、新築の住宅については平成18年6月1日以降に着工する住宅は、建築時に設置が義務づけられ、既存の住宅につきましては、設置完了期日を各市町村条例で定めることとなっており、当町におきましては羽昨郡市広域圏事務組合火災予防条例に基づき、来年5月31日までに設置が



義務づけられているように思います。

改正の背景には、これまで大きなビル火災が起きるたびに消防法が改正され、火災報知器の設置や維持管理が強化され、その結果、ビル火災による犠牲者の減少が図られてまいりましたが、それに比べ住宅火災は年々増加し、平成15年には犠牲者が1,000人を超え1,041人となっており、このうち約7割が逃げおくれによるもので、特に犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者であることから、今後高齢化の進展に伴い、さらに犠牲者が増加すると推測されますことから、火災を防ぎ、犠牲者を減らすことを目的として火災報知器の設置と設置基準及び管理基準が定められたようであります。

そこで、本町における既存の住宅の火災報知器の設置についてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目として、施行日より1年3カ月が経過いたしました。現在の普及率及び設置完了期日であります来年、平成20年5月31日の推定普及率はどのくらいになるとお考えでございますか。また、目標値というものがあるのでしょうか。

2点目といたしまして、今回の改正の背景になっておりますように、住宅火災の犠牲者の半数が高齢者であることから、高齢者宅への設置がより重要と考えるところであります。特に本町におきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、また、高齢者ゆえに火災に対する不安も大きいとの意見や、ひとり暮らしのため生活が楽ではないので設置が困難との意見等を伺っております。

高齢者福祉の充実を図る観点から、これらの方々の火災報知器設置に当たって何らかの支援措置を行うことができないものでしょうか。例えば、住宅の規模等によって取りつけが義務づけられる場所は異なりますが、一例として1住宅当たり寝室と廊下など、2台を限度に購入価格の半額を期間を定めて支援するような措置ができないものでしょうか。

3点目として、現在推奨されておる火災報知器は、住宅の中にいる方々に警報ブザーなどで火災の発生を知らせる仕組みになっております。ひとり暮らしの高齢者宅に設置される火災報知器の警報を瞬時に、例えば近所の親戚、協力者または民生委員さん等に知らせるシステムづくりができないものでしょうか。

また、現在、町で一定の条件のもとで設置されておる緊急通報装置は、利用される方が非常用押しボタン等を押さないと接続されないシステムになっておりますが、この装置との連動などができないものでしょうか。

4点目といたしまして、今後、普及率に向け、町民に対しどのような啓発活動をされる予定なのかをお尋ねしたいと思います。火災報知器の設置につきましては、義務はありま

すが罰則規定がなく、設置しないからといって罰金等が課せられるわけではございませんけれども、本制度の目的達成に向けた積極的な取り組みをしていただくようお願いして、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

まず、国道159号線の樋の川にかかる橋の改修についての問題でございます。

御指摘のとおり、この橋付近は大変手狭になっております。たびたび交通事故が発生しており、大変危険な箇所であるということは認識しております。このことから、たびたび国土交通省に機会あるごとにこの橋の改修工事を強く要請してまいりました。何度も何度も要請してきた結果、そのかいあって国土交通省において、平成20年度において地権者の協力のもと、速やかに迂回路の工事に着手し、続いて橋梁のかけかえに取り組む予定だと伺っております。

改修するためには、迂回路をまず設置しなければいけないということで、大変大がかりな工事になるわけですので、国土交通省もそういったことを十分に踏まえて今日まで検討していたのではないかと思います。そこで、本町といたしましても一日も早い着工、そして一日も早い完成を目指して今後も鋭意、国土交通省あるいはまた関係機関へ働きかけていきたいと、こう思っております。

次に、町道荻市子浦2号線の整備についての質問であります。

確かに、この道路は見通しが悪く、歩道もなく、車道すら部分的に狭い箇所があると。指摘のとおりであります。そこで、この路線の整備についてであります。町の道路網整備計画では、自転車での通勤・通学時及び歩行者の安全確保という点から、特に歩道整備が必要であるとしております。

しかし、いざ整備に着手しようと思いますと、議員も御指摘のとおり、橋梁もございませし、また民家もございませ。もろもろの工事をやらなければいけないということで、もちろん、それに伴う多額の経費が必要になるということを総合的に判断しますと、近年中での全線を計画した整備に着手するのは、大変難しいのではないかと考えております。このことから、この道路の整備につきましては、今後の財政状況を勘案の上、できるところから改修していくような方法で検討していきたいと、こう考えておりますので御理解賜りたいと思います。

次に、3点目の住宅の火災報知器の設置についてのお尋ねであります。

現在の普及率と平成20年5月31日における推定普及率、並びに火災報知器の普及向上に向けた今後の啓発についての質問については、この詳細について環境安全課長に答弁させていただきますので御理解賜りたいと思います。

次に、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯への支援措置、緊急通報装置としての連動についてであります。

確かに、御指摘のとおり、新聞記事などで高齢者の方々が犠牲になっていることも、報道されているのは承知しております。そして今後、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯が、本町においてもますます増加の傾向にあると考えております。このことから、火災報知器の設置については、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯のうち、住民税非課税世帯に対し支援ができないか検討していきたいと考えております。

また、ひとり暮らしの高齢者宅に設置する火災報知器の警報を民生委員等に知らせるシステムづくりについてであります。現在、本町では、ひとり暮らしのお年寄りに対し3種類の警報装置、緊急通報装置を使っております。緊急通報装置実施事業を実施しているわけでありますから、そのうちの一つが火災報知器と連動しておりますので、今後この装置の利用促進を図るとともに対応してまいりたいと、こう考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 環境安全課でございます。柴田議員の御質問にお答えいたします。

住宅用火災報知器の設置につきましては、柴田議員がお尋ねされたとおり、平成16年6月2日消防法第65号をもって公布され、新築住宅については平成18年6月以降に着工した場合には、建築時に設置が義務づけられております。既設住宅については、各市町村条例に定めることとなっております。当町においては、消防業務が羽昨都市（1市2町）羽昨都市広域圏で行っています。羽昨都市広域圏事務組合の火災予防条例第29条に住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準を定めており、平成20年5月31日までに設置をお願いするとなっております。

そこで、まず1点目の現在の普及率と設置完了時期での推定普及率及び目標値の有無に

については、宝達志水消防署で把握している世帯は、223世帯であり、普及率は4.5%ですが、推定では5%から6%が普及していると思われます。普及目標値につきましては特に定めてありませんが、100%に近づけるよう今後努力していきたいと考えております。

次に、4点目の普及率の向上に向けた今後の啓発活動については、今後も消防署と協力して普及に向け、町広報に掲載するほか、町ケーブルテレビを積極的に利用し、普及率向上に努めていきたいと考えています。

啓発活動については、以前より消防職員、各種団体の会議、老人会、民生委員会等で説明をしているところであります。また、敷浪区において婦人消防隊による啓発により、地区の3分の1の世帯で設置する成果があります。さらに、ことし10月に実施する総合防災訓練の中で展示コーナーを設け、普及向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 今までの答弁の部分につきまして、町長から非常に具体的な答弁をいただきました。ありがとうございました。

その中で、2点ばかりお願いをしておきたいと思います。

まず、1点目は荻市子浦2号線の件でございますが、先ほども申しましたように、非常に重要な路線でございます。あわせて山の方面から出てくる地域にとっては、あの道が唯一の道だということになっております。そういうことも含めまして、非常に財政的に厳しいということは十分承知はいたしておりますけれども、できるところからぜひ改良いただき、将来的にいい道にしていきたい、このように思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、火災報知器の件でございますが、いわゆる非課税世帯に対する検討の件でございますが、ぜひ実施していただけるように御検討いただきたいと思ひます。

答弁は結構でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（近岡義治君） 次に、5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） 議会の貴重な時間をいただきまして、私は通告をしてございませぬ問題につきまして、農業問題に対して問うという質問内容でございますけれども、若干ニュアンス的には変わる形だろうと思ひます。

といいますのは、私の質問事項で挙げてございます内容につきましては、1点目は担い手農地集積高度化促進事業、これは新規事業でございます。それともう一点は、これをフォローする立場の中で、こういう組織が必要ではないかという提案をするものであります。それにつきましては、集落営農、認定農家を中心とした稲作経営者連絡協議会の設置という2点を質問するわけでございますけれども、冒頭の町長のあいさつにもありましたとおり、温暖化が主たる原因かどうかは私もわかりませんが、この干ばつ、そして秋に入りまして、秋雨前線を揺るがす長雨という中で、国際的にも食料の不足が生じるのではないかという問題提起がございました。私も同じような考え方をしております。

その中で、1点目に質問いたします、これは新規事業ということで集積の促進事業が組まれたと。このことについては、農林総合事務所の課長に話を聞いてみますと、再度の町に対する要望がないのかと。二度目の話をしているんだという話を聞かせていただきました。

私の言いたいのは、まず、こういう新しい事業がある。その中でなぜスムーズに関係の方々の中へ事業内容が流れてこないのか。それと、まず聞いて二度目であるという、県の方から二度目の募集を行うという説明があるんだという話を聞かせていただき、農家の1人でもこの事業に組める農家があるとすれば、なぜ内部で重要課題の中で話がなされ、1回目の募集の中でなされなかったのか。私が疑問に思うところであります。

それと、本年度から品目横断という新たな農業施策の中で、農業者が今力を込めて米づくり、また大豆づくりということで頑張っておるところでございますけれども、今聞くとところによりますと、個人認定農家、品目横断でいえば4町歩以上の農家を育てましよう。そうでないとお米に対する補てんもございませんよというような話の中で、多くの認定農業者並びに集落営農の方たちが生まれかかっております。

その中で、過去にも推移を求める一般質問もあったように思っておりますし、私もしたような経緯もありますけれども、それ以降、認定農業者並びに集落営農、農業法人化を進める形の中でそういう組織がどういう動き方をしているのか、担当課長に問うものであります。その新規事業の内容についても、詳しくは要りませんが、こういった内容なのかについても質問いたします。資料的には私も総合事務所から取り寄せて持ってきておりますけれども、大まかな形で結構でございますのでお答えを願いたいと思います。

それと、今これらの事業を農家へスムーズに流すためには、先ほど申し上げましたとおり、組織づくりが必要ではないかという考えを持つわけでございます。過去、合併前には

各市町村の中で連絡協議会等々なるものがあつたようにも思っておりますし、現在合併してその機能がないとすれば、まさしく今元気な農家を育成するためにも、名称はたまたま私は稲作経営者連絡協議会という言葉を上掲しましたが、名前にはこだわらないところでございますけれども、そういった考え方があるのか、それもあわせて問いまして2点についての私の質問を終わりたいと思います。簡潔なる答弁をお願いいたします。

議長（近岡義治君） 川崎議員、町長の答弁要りますか。

〔「一応、内容的には担当課長ということですが、今回町長にもお願いします」という声あり〕

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、川崎議員の質問にお答えいたします。

農業問題、大変難しい問題でございます。いまだはっきりとしない農業問題といつても過言ではないかと思ひます。それぞれの時代に、それぞれの農業政策で、農家の方々が目まぐるしく国の政策についていくのが手いっぱいではなかつたかなと思ひます。

そういう中で、今年度から新しい事業も展開されるわけですし、農業が宝達志水町にとって基幹産業でございます。これはやはりしっかりと町も支えていかなければいけないと、こう考えておりますし、また、質問のあつた内容につきましては、担当課長も十分に把握していると思ひますので、それなりのしっかりした答弁を行うように私からもまた求めます。

それぞれ稲作経営につきましては、いろいろな角度から今日まで稲作農家、あるいはまた行政、農業団体、いろいろな形での連絡をしながら進めてきたわけでございますけれども、それぞれの組織ができたり廃止になったり、また新たにつくつたりという、これまたいろいろな経緯を持ちながら今日に来ているわけでございます。

とりあえずしっかりとやらなければいけないということで、集落営農はしっかりとやらなければいけない。そして認定農家、これもしっかりと確立していかなければいけない。そうしなければ、もう国際化の時代でございます。世界を相手にした農業をやらなければいけないという大きな目標もあるわけですので、これからそういったことを、行政といたしましてもしっかりと受けとめて、それぞれの集落営農の組織化などを重点的に図るとともに、またその生産基盤となる基盤整備も充実していかなければいけないと、こう考えてお

ります。それぞれ各施策を通じて、全般的につきましては農林水産課長から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（近岡義治君） 農林水産課長 鍛冶一良君。

〔農林水産課長 鍛冶一良君 登壇〕

農林水産課長（鍛冶一良君） それでは、川崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新規事業でございます担い手農地集積高度化促進事業についてでございます。この事業については、国の担い手施策として、今年度から3カ年の継続事業として新設され、先般、県から詳細な事業説明を受けたところでございます。

本事業の概要については、もう既に川崎議員が御承知のとおりでございます。新たに組織化を必要とする集落の農地利用改善団体などが集落内の農地を出し手と受け手の調整を図り、その集積によりまとまりある一連の団地化を行った上、担い手に農地を集積することによって、その実績に応じて交付金を支払う制度でございます。

また、この事業は、担い手への農地の利用調整を図りながら、耕作の有無にかかわらず集落内の地権者の合意を得て、担い手への農地の集積を図るということもあわせて目的としているものでございます。あくまでも集落全体での合意が必要であるということで御理解のほどをお願い申し上げます。

なお、この交付金の具体的な用途については、調整者であります農用地利用改善団体の活動費として、また、農地の出し手及び受け手、いわゆる担い手双方に必要な経費に充当することができるものでございます。

さらに、本事業は、農地の利用集積率の低い地区やほ場整備により集積を予定している地区、さらには耕作放棄地の解消にとって、より効果が期待されるものでございます。

川崎議員から御指摘があったとおり、今後は本事業の周知を図るため、各地区へ積極的に説明にまいる所存でございます。

次に、2点目の集落営農、いわゆる認定農家を中心とした稲作経営者連絡協議会の設置についての御質問でございます。

御質問の趣旨は、集落営農組織、さらに認定農家を中心とした協議会の設置についてであろうかと思われます。この件については、以前から設立の必要性を、さらに議員から今御提案がありましたとおり、要請があり設立を検討いたしておりました。

現在、当町には、地域農業を担う意欲と能力のある認定農業者72名、さらに集落営農組織12団体が活動しており、今年度から始まりました品目横断的経営安定対策として、これ

ら認定農業者の方々が全町の耕作面積比にして、実に39%の耕作に携わっておりと聞いております。ちなみに、中能登地区2市3町におきましての平均値は、31%と聞いております。

このように、担い手への農地の集積はまことに急務であり、新たな認定農業者の掘り起こしや集落営農組織の法人化など、当町の農業生産においてますます重要な課題として取り組まなければならないと認識いたしております。

そこで、今ほど御提案もありましたとおり、関係者並びに関係機関と調整の上、まず手始めとして、経営講習会、各種農業制度の研修及び情報交換などを行う連絡協議会を速やかに立ち上げていく所存でございます。

以上で答弁を終わります。

議長（近岡義治君） 5番 川崎與一君。

〔5番 川崎與一君 登壇〕

5番（川崎與一君） 課長にはこのような質問をするという前提をしてございました。すなわち今回、とっぴであったかと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおり、再度の町に対する説明を要するんだという話を聞かせていただきました。だからなおさら、今の新事業について質問させていただいたところでございます。

それがなぜ、該当者が全くないという判断の中で、1回目に手を挙げなかったのか。その農林事務所の課長いわく、この辺ではほとんどないんだと。第1回目で切り上げるほかないというような話も聞き及びました。ですから中能登町が1カ所これを見ている。その内容を聞いてみますと、先ほどお話をしたとおり、品目横断で大半の小型集積がなされてしまったと、今新たな新規事業を2回とするものはないだろうという判断の中で、どうも町は動きが鈍いという実は話を聞きました。

そんな中で、宝達志水町の何人かの方々のお話を聞かせていただきますと、いや待て、そうじゃないと。該当を外れるのかについても、確かに品目横断の中であるだろうと。しかし、まだまだあるはずだぞという言葉聞いた流れの中で、先ほど申し上げましたとおり、なぜ内部的な話が先行して1回目の会議の中でできなかったのか。そこをもう一度、ただしたからといってどうなるわけでもございませんが、各集落へ回って説明をするということで説明もありましたので、それは大変望ましい姿であると。

ただ、もう一点、72名の認定農業者、それと12の集落営農が今39%の農地を耕しているという話を聞かせていただきました。ですけれども、残る61%、例えば40%とするなら



60%の農家がまだ個人経営的な農業を支えておるのが現状である、これも現実でございます。ただ、今、国のいう認定農業者並びに農業法人だけが生き延びられるんだと、農地をすべて賄えるんだという考えは確かに持たなければいけません。国際的な観点からすれば当然考えなければならない問題であろうと思いますけれども、小さな農家についても農地を守っているという形の中で農地を守る、米をつくるという真剣味は何ら変わりのないところであると思います。

それらも、質問内容の中には入れてございませんでしたけれども、まさしく切り捨てであってはならないということで私も思いますし、町もそうであると思います。その言葉も含めて、簡単でございますけれども、町長の方からお答えをいただければ幸いですと思います。よろしくをお願いします。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 川崎議員の再質問でございます。それぞれ私が先ほど申したとおり、農業政策というものは大変目まぐるしく変わるということでございまして、そういった中で、もちろん担当課も十分に新しい制度については熟知するようには努力しております。

ただ、なかなか全体とその事業との整合性について100%熟知しているかといえ、私もそういったことについては、若干勉強不足でございますけれども、やはり国の制度、あるいはまた国の指導機関である国・県がそういった内容で市町村へ問題を提起してきたら、やはり速やかにその問題について真剣にとらえるのが町の担当でございます。

議員指摘のような問題があったとすれば、大変遺憾なことでありますし、今後そういった問題につきましても、十分に私どもも目を光らせながら、二度とそういったことのないように今後指導していきたいと、こう思っておりますので御理解賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時02分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 私は、2点について町長に質問をいたします。

1点目は住宅の耐震化に対する補助制度についてであります。

平成16年10月23日に新潟中越地震が発生し、この地域ではしばらく地震がないと思われていたのが、3年後のことし7月16日に中越沖地震が発生し、地震に対する考えが変わってきています。ことし3月25日に能登半島地震が発生し、新潟の地震を参考にすれば、2年ないし4年後には能登半島の近辺に大地震が発生する可能性があるわけであります。こういったことで、町民には耐震診断や耐震改修促進に関心が高まってきています。

石川県はことし6月、耐震改修促進計画を策定しましたが、改修工事費助成は市町が独自の耐震改修促進計画を策定して、補助制度を設ければこの制度を利用できるが、制度のない市町は対象外となるため、早急にこの制度を策定するべきと思うが、当町としてこの制度策定の計画があるか質問いたします。

次に、地方債残高について質問いたします。

9月8日の新聞では、市町村の実質公債費比率が掲載されました。昨年13位であったものが11位と悪くなり、その比率も18%の危険水位に限りなく近い17.9%であります。平成22年度には20.5%となることが予想されています。当町の財政指標の一つである実質公債費比率が悪くなる中、4月に公表された地方債残高に至っては県内では4番目に多く、1人当たり地方債、言いかえれば1人当たりの借金は86万3,449円になります。

町民の皆様には行財政改革大綱等により、多大なる負担をお願いしてこの難局を乗り切っていかなばなりません、町執行部においても危機的状況だという認識の上で町政を行ってほしいと思います。

3月の定例会において、実質公債費比率から見た財政状況はという質問に対して、新規事業の選択には十分に配慮すると町長は答弁されていますが、9月定例会一般会計補正予算の企業誘致対策事業費の工事請負費2,800万円については、当初の計画になかったものであり、前述の町長答弁に疑問を持つものであります。それゆえ、今後どういう対策を講じて町債残高の返済をするのか、そして、年度ごとの推移を町民に示して理解を得ていただくことをお願いし、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 岡野議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の住宅の耐震化に対する補助金制度についてであります。

国・県では、平成27年を目標に耐震化率を90%と定めていることから、本町といたしましても、国・県と同じ目標に沿って、今年度策定する「住宅・特定建築物の耐震改修促進計画」をもとに、今後どのように耐震化を促進するか、財政状況などを考慮しながら、助成制度などの創設も含めて前向きに検討してまいりたいと、こう考えております。御協力のほどを賜りたいと思います。

次に、地方債残高でございます。御指摘のとおり、平成17年度末の一般会計における地方債残高は、約136億8,000万円となっております。住民1人当たり換算しますと、約86万円余りとなります。県内で4番目に多い数値となっております。ただし、このうち約6割が交付税などの財源措置のあるものであるということも御認識いただきたいと思います。

また、現在、我が町において減債基金が底をついた状況にあっては、地方債を繰上償還しようにも財源がないことから、今年度当初予算において、各種事業の見直しや経常経費の節減を図るとともに建設事業の見直しを行い、地方債の発行額を大幅に抑制したことから、平成19年度末以降の地方債残高は、徐々に減少していくものと見込んでおります。

さらに、平成19年度から平成21年度の3カ年にわたって、利率5%以上という高い金利で借りている公的資金があります。これらに対して繰上償還制度が認められたことから、借換債を利用してこの制度を積極的に活用した上で、少しでも返済額の縮減に努めたいと、こう考えておりますので御理解願いたいと思います。

なお、今後の推移といたしましては、今後4年程度は、年間約13億円から14億円程度の償還が見込まれますので、引き続き、建設事業の抑制や事業の見直しを図るなど、さらなる行財政改革の推進による経費の縮減も図りながら、今後増加が見込まれます扶助費の財源とともに償還財源の確保に努めてまいりたいと、こう考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 年度ごとの目標を持って初めてその目標に近づくということで、何の設定もしていなければどうなっても構わないというような感じを受けるんです。やはり年度ごとの推移の目標を持って、明らかにして、それに沿った運営をしていく。そうしなければ、いろいろな問題において多少問題があったから予算がオーバーするとか、あるいは負債をしなければいけないと、こんなようでは私はどうかなと思うわけです。それで

すから、年度ごとにどのように返済していくのか示していただければよろしいかなと思うんです。そういうのはありませんか。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 再質問でございます。年度ごとのそれぞれの計画は、企画財政課で十分に資料を持っておりますので、企画財政課の方から説明をさせますが、手持ちの資料が現在ない場合は、また全協等でお示し申し上げたいと思います。企画財政課長より説明をさせます。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） 今ほどの町長答弁の中に、今後4年程度は年間13億円から14億円程度の償還が見込まれるというその根拠でございますが、平成18年度末で、現在、地方債が動いている既発債をベースに年間の元利償還金であります。平成19年度は13億4,400万円余、それから平成20年度では13億5,100万円余、平成21年度では13億5,800万円余、平成22年度におきましては13億5,100万円余、平成23年度では12億6,500万円余の推計を見ております。

これは、あくまでも既発債ベースでございますので、先ほど申し上げました町長答弁の中にも、引き続き建設事業の抑制や事業の見直しによって、増嵩にならないようにということと、計画的に償還をしていきたいと、こういうふうに考えております。

議長（近岡義治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、4点について町長及び関係課長に一般質問いたします。

第1点目は、町の地震対策についてであります。

地震対策でまず大切なことは、地震発生に対する認識をしっかりと持つことだと私は考えます。特に、住民の安全を守る法的な責任がある自治体においてはなおさらであります。最初の質問は、その認識についてお聞きいたします。

1995年1月の兵庫県南部地震、2000年10月の鳥取県南部地震、2003年5月の宮城県沖地震、2004年10月の新潟県中越地震、そして、ことしに入って3月の能登半島地震や7月の中越沖地震など、震度6や震度7を超える地震がここ数年相次いでいます。その特徴は、

地震を起こす活断層の存在が事前に知られていなかったところでも起きているということであり、予想外の場所でも起こるということでもあります。

新潟大学の立石先生は、内陸直下型の地震を引き起こす断層活動が地下10数キロメートルで起こり、現在の科学技術レベルでは表面にあらわれている活断層だけから正確に推定できないと言っております。そもそも日本列島は、地震を起こす地殻プレートが4つも交差しているところにあり、同じ島国のイギリスと違う自然条件の国であります。

加えて、茨城大学の藤井先生は、日本列島は新たな地震の活動期に入ってきたのではないかと多くの地震学者が考えていると述べています。京都大学の現総長で理学博士の尾池和夫先生は、兵庫県南部地震を機に日本列島は大地震が多発する危険な時代に入ったと、その著書で述べております。

多くの学者が言うまでもなく、宝達志水町の町民は経験的に、「ここ数年、本当にでかい地震が多くなった。そのうち何かありそうや」などの言葉で地震に対する不安を語っています。加えて、7月の新潟県中越沖地震とそれによる柏崎刈羽原発の被害状況は、宝達志水町でこれまでタブー視されてきた、原発の地震災害についての不安を顕在化させたのではないのでしょうか。

町民の間では、3月の能登沖地震のとき、「志賀原発が2基ともとまっていて命拾いをしたのではないだろうか、地震で原発が被害を受け、この町まで放射能が漏れてこないとどうして言える、裁判で志賀原発の安全性に問題があるとして運転停止命令が出ているはず」などの率直な意見がふえてきています。

さて、町民の安全を守る部署である環境安全課では、地震などの自然災害に対する町民の不安が増大しているという認識をされているのかどうかお聞かせください。

また、地震による原発災害の不安も増大しているという認識はおありかどうかもお聞かせください。

そして、日本での地震活動が活動期に入っているという認識はお持ちかどうかもお聞かせください。

次に、地震災害が発生したときの対策についてお聞きします。特に高齢者の命をいかに守るかをお聞きします。対策の基本となるのは被害想定であります。ことし3月の能登沖地震でも明らかなように、予想を上回るマグニチュードや揺れの強さをあらかず加速度が想定を超えていたという現実があります。地震災害の被害想定を根本的に見直すと同時に、防災計画も地震の項目のところは見直す必要があると考えます。

いずれにしても、能登半島沖地震に限らず、地震の被害者のほとんどの方が高齢者の方々であります。能登沖地震直後の毎日新聞3月27日付によりますと、輪島市では福井豪雨や中越地震の教訓をもとに、高齢者や障害がある方々など要援護者の居住リストの整備に着手したばかりのときに地震があったそうであります。この居住情報は、個人情報絡むだけに課題も多いのでありますが、地震災害からの救助には大きな力を発揮するものであります。

さて、いかに高齢者の命と安全を地震災害から守るつもりなのか、その計画も教えてください。

次に、地震災害で町民の不安の大きな部分を占める、地震による原発事故の対策についてであります。これは、町の防災計画には入っておりませんし、県の原子力防災計画にも宝達志水町が10キロ圏外ということで位置づけられていません。しかし、本当にそれでいいのでしょうか。このままで町民の不安にこたえ、町民の命と健康を守り切れると胸を張って言えるのでしょうか。

特に3月の能登沖地震についての、ことし4月20日付の読売新聞で、志賀原発の耐震設計の想定2倍近い揺れが生じたことや、志賀町で原発の耐震設計の想定マグニチュードを上回ったこと、加えて毎日新聞7月30日付によれば、志賀原発沖の海底活断層の長さを北陸電力が過小評価していたことが改めて裏づけられた、こういう記事がありました。

活断層の長さは、地震のマグニチュードや震度に大きくかわりがあります。活断層が長ければ、マグニチュードや震度が大きくなります。震度1違えば地震のエネルギーは32倍違います。そして、安全を叫びながら臨界事故を発電所ぐるみで隠ぺいしていたという企業体質や、加えて、志賀原発運転差し止め訴訟における差しとめ要求側の勝訴、これが8月12日付の毎日新聞では、原発の耐震設計に不安と答えた人が91%に達していたということにあらわされているのではないのでしょうか。町民もこのアンケート結果と同じ状況だと思います。

さて、町民要望と科学の提起にこたえ、町の防災計画に地震での原発事故を想定し、位置づける必要があると思いますがいかがでしょうか。

また、石川県の原子力防災計画の中にも宝達志水町が位置づけられるよう、石川県に働きかける必要があると思いますがいかがでしょうか。

この地震問題の最後に、災害の救助の大きな柱となる羽咋郡市の広域常備消防部門の人員体制についてお聞きします。この人員体制は、活動期に入った地震列島において、そし

て邑知瀉断層帯を抱える羽昨都市において、大きな地震がいつ発生しても対応できるような人員体制になっているのでしょうか。国で決められた基準人員数と現在の充足率はどうなっているのかお尋ねし、改善の方向を質問します。

次に、乳幼児医療費助成制度についてお聞きします。

昨年の第164国会で、6歳までの子供の被保険者の自己負担を2割にする法案が可決され、平成20年の来年4月から施行されます。現在は外来3歳児までの制度ですから、助成対象年齢枠が広がることになります。

よって、現段階においては、石川県における来年度の子供の医療費助成は、3歳未満の子供たちの医療費の被保険者3割負担分を、国と県と市町村がそれぞれ1割ずつ助成することになり、3歳から就学前までの医療費の助成は国と市町村だけが行い、その間は石川県はそっぽを向くという格好になります。そして、小学校に入ってから、それぞれの市町村の裁量任せになっています。

ちなみに宝達志水町では3年生まで無料です。国と県と町で子育て支援に一番消極的なのが、現段階では石川県だということが明らかであります。外来で3歳までの医療費助成という、国と歩調を合わせていた石川県においては、少なくとも今回の法改正によって町村の負担分も含め、義務教育就学前までの助成をすることを強く求めるものであります。

しかし、石川県政が非常に子育てに消極的だといっても、県内ほかの市町村では、特に宝達志水町ではそういうわけにはいきません。町がこれまで助成していた3歳から6歳までの幼児の医療費の1割分を来年4月から国も半分助成しようというのですから、これを機会に町の乳幼児医療費の助成枠を広げることが求められると思います。

さて、来年度の乳幼児医療費助成の認識はこのとおりでいいのかどうかお伺いします。また、そのとおりだとすると、町がこれまでの乳幼児医療費と同じ助成金額を支出し続けるならば、助成する年齢枠の拡大が図られると思いますがいかがでしょうか。年齢枠の拡大の意味もお伺いするものであります。

次に、この問題で医療費助成制度のあり方について質問します。

現在、宝達志水町においては、小学校3年生以下の子供たちが病院に受診すると、保護者は一たん医療費を病院で支払い、その領収書を役場に持ってきて助成制度の申請書を提出して初めて助成制度が成立します。お金が返ってくるのであります。これを医療費の償還払い制度といいます。

しかし、こういう手続で子供たちの保護者の時間を使わず、もっと簡単で便利な方法

もあるのは御存じだと思います。医師会と市町村役場が契約をしさえすれば、病院に受診した時点で、病院の窓口を通らなくても助成制度が成立するのであります。これを医療費の現物支給制度といますが、この現物支給の方が町民にとっては便利だと思いますがいかがでしょうか。

不思議なことに、子育てを標榜する国や県が、この便利な現物支給制度を市町村が行うとペナルティーを課すというのであります。そのペナルティーの金額も大体計算できますが、国の場合は幾らのペナルティーを課すといって町をおどしているのか。また、県はどのようなのかもわかりましたらお聞きするものであります。

この問題の最後に、利用者に便利な現物支給ができる条件をクリアし、実施している自治体も全国に多くあります。現物支給に向けての検討はすべきではないでしょうか、質問いたします。

次に、国保税についてお聞きします。

この5年間、町民は国の構造改革路線、つまり自民党、公明党の庶民大増税路線に苦しめ続けられています。定率減税の半減や廃止、配偶者特別控除の一部廃止、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、高齢者の住民税非課税限度額の廃止、消費税の免税点の引き上げ、住民税率の改定などなど、収入が変わらないのに所得がふえる、そしてそれによって税金や公共料金が何倍にも上がっています。

一方で、大金持ちや大企業への減税が数兆円規模で行われています。アメリカの経済学者のデヴィッド・ハーヴェイさんという方が、日本の構造改革路線というのは富と収入を生んだのではなく、再分配したことであったと指摘しています。つまり、上層の富裕層が、さまざまな福祉政策や公共政策のせいで改革を通して、下層に位置する庶民から収入を吸い上げていくような所得の再分配をやっただけではないかという指摘をしています。この路線に未来がないことは、さきの参議院選挙の結果が示しています。このときに、福祉の制度である国民健康保険制度の充実を求めるものであります。その立場で質問いたします。

最初は、国保税の減額免除制度の充実についてであります。

町国保税条例の第11条の2は、国保税の減額免除の規定が書かれています。国民健康保険法によれば、国保税の減額免除には法定減免と申請減免があります。法定減免なら所得などに応じて自動的に減額免除がされます。しかし、申請減免はそうはいきません。自分で申請しなければ減額や免除の対象にはならないからであります。

我が町では、申請減免の規定は2つありまして、1つは非自発的離職者、つまり会社の



都合で職を離れた方、この方の国民健康保険税については減免することができるかと詳しく書かれてあります。あと1つが「特別な理由があると町長が認める者」、こういうあいまいな表現で規定されています。

実は、このままでは、どれだけ生活実態が悪い方にもなかなか国保税減免の申請ができにくい、払いたくても税金を払えない方がふえていく、こんな状態であります。野々市町では、この「特別な理由があると町長が認める者」という規定をことし4月に具体化したしました。福祉課長にはその要綱のコピーを渡してあります。

さて、町民にとっては、収入が変わらないのに税金や公共料金だけが大幅に何倍にも引き上げられ、生活が大変になっている今、税金を払いたくても払えない状態になっている。そんなまじめな方々を行政や議会が救わなければならないと思います。そのためにも、実態に合った国保税の減免の具体的な規定が必要だと思います。さて、それが無いところで、これまで減免申請についてどのような運営をしてきたのかを最初にお尋ねするものであります。

次に、具体的な減免規定をつくることの重要性をこれまでも議会の場で主張してきましたが、それをつくるお考えはあるのかないのかお聞きします。

この国保税の問題の最後に、前回の質問で、後期高齢者医療制度への国保会計からの支出がわからないため、国保税の引き下げの検討ができないという答弁をいただきましたが、県の後期高齢者医療制度の議会はことし、来年4月の実施に向けて、この9月に保険料などを含めた予算案が決められるという予定にスケジュールがなっているのを見ました。この結果によって、国保税の引き下げが町でも検討されるのかどうかお聞きするものであります。

質問の4点目は、学校図書の充実についてお聞きするものであります。

文部科学省は、学校図書館の蔵書を充実するため、今年度から5年間の学校図書館図書整備計画を初め、地方財政措置による予算規模を前の整備5カ年計画の1.5倍に増額したと言っていますが、間違いはないのかどうか関係課長にお聞きします。

次に、では文部科学省が示す図書標準との関係で、町内7つの小中学校ではそれぞれどれだけの達成率があるのかお聞きします。図書整備率を100%にするため、図書整備計画の策定と積極的な予算措置が必要だと思いますがいかがでしょうか。

以上。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

大変多くの質問でございまして、私には5点の質問があったかと思えます。順次御答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の町の防災計画の中に原発事故を想定した項目の必要性について、また、石川県の原子力防災計画の中に宝達志水町も位置づけされるよう働きかける必要性についての御質問でございます。

議員も御承知のとおり、県地域防災計画では、原子力防災対策を重点に充実した地域の範囲として、原子力基本法第4条で設置が規定されている、原子力安全委員会が定めた防災指針に基づき、志賀原子力発電所を中心として、おおむね半径10キロメートル以内の地域と明記されておりますことから、該当する地域は志賀町、七尾市の一部であり、本町は含まれておりません。

また、町地域防災計画は、県地域防災計画の方針に沿う必要があることから、県における地域防災計画が変更されない限り、町単独での原発事故を想定した具体的な対応策の明記は不可能であると考えております。あくまでも県における地域防災計画が変更されない限り不可能だということです。

しかし、能登半島地震では大きな揺れを見ております。志賀原子力発電所を設計する際に用いた基準をはるかに超える震度を記録しております。これが直ちに原子力施設に対し重大な影響を与えたとの報告はありませんでしたが、北陸電力では原子力安全保安院において、今度示されている新耐震指針に照らし、改めて安全評価及び耐震対策を進めていくとのことであります。

そこで、本町といたしましては、今後引き続き、住民の安全・安心を守るため、新耐震指針に沿った対策を速やかに実施するよう関係機関に求めてまいりたいと、こう考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の災害発生時における救助活動の大きな柱となる羽咋都市広域圏事務組合消防部門の人員体制はどうなっているのか、町民の信頼にこたえるものになっているのか、国の基準と現有勢力はどうなっているのか、その充実を一刻も早く図る必要があるのではないかという質問でありましたが、現在、羽咋都市広域圏事務組合消防部門の人員は今年度当初で107名であります。国の基準では247人となっており、人員の不足が生じております。

しかし、地震を初めとするさまざまな災害が発生した緊急時には、非常備消防団へ出動要請を行うことで人員不足が補えると考えているところから、今後も現有の人員で地域住民の生命、財産を守ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の乳幼児の医療費について、国の助成額がふえた分だけ、児童の医療費無料年齢の拡大が望まれるがいかかとの質問でありました。

この医療費助成につきましては、昨年度に就学時前から小学校3年生まで年齢の拡大を行ったところであります。これにより、医療費給付額は平成18年度決算で約2,800万円となっております。年齢拡大前の平成17年度決算と比較して、約800万円の経費増となっております。このことから、いわゆる医療費無料年齢の拡大については、財政的な面からも、もう少し様子を見て検討してまいりたいと、こう考えております。

次に、4点目の医療費の給付について、ごくわずかなペナルティーを乗り越え、県内でも全国でも現物支給を実施している自治体が多くあるが、検討すべきでないかという質問についてであります。結論から申し上げますと、医療費給付につきましては、県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱で償還払いと規定されていることから、今のところ、現物支給については検討するつもりはありません。

なお、御質問の中にありましたが、我が県内においては現物支給を行っている町村については、現時点ではないと伺っております。今後、こういった問題も含めて検討課題としていかなければいけないと考えております。

最後に、5点目の75歳以上の方が国保に加入されていたときと比べて、後期高齢者制度への町の持ち出し分が変わらなかつたら、国保税の引き下げをするのかとの質問であります。本年7月末現在の国保加入者数は5,166人で、そのうち75歳以上の方は1,638人となっているところから、現在の国保加入者の約32%の方が後期高齢者医療制度に移行すると考えております。

一方、これに伴う町の持ち出し分の増減につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合会の予算案がまだ示されていない時点でありますので、現在のところわかりません。

そこで、御質問の国保税の引き下げについてはありますが、今後の町持ち出し分の決定を見た上で、必要とあらば国保運営委員会に諮問し、検討を行ってまいりたいと、こう考えておりますので御理解賜りたいと思います。

他の質問については、それぞれ担当課長より答弁をさせますので御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 環境安全課でございます。小島議員の御質問にお答えいたします。

1番目の、相次ぐ地震、自然災害に対する町民の不安が増大しているという認識があるかということで、小島議員がお尋ねされているとおり、地震発生につきましては、3月発生の能登半島地震、6月発生の西方沖地震、7月発生の中越沖地震と、本年度に入って大きな地震が相次いで起きている中、大雨による豪雨や台風による暴風雨などの自然災害が増大しております。

町として町民の不安を取り除くため、地域防災計画に基づき、職員災害初動マニュアルを全職員に配付し、配備体制を整えているところであります。また、8月31日より県内全域に土砂災害警戒情報が発令されたことにより、建設課及び農林水産課との危機体制づくりを強化し、横の連携を再確認したところであります。

今後、職員全体が危機意識を持ち、町民が安心・安全で暮らせるよう、関連団体との連絡体制を強化し、不安解消に努めたいと考えております。

次に、地震による原発災害の不安が増大しているという認識があるかについて、町は、県及び関係機関と連携を密にし、迅速かつ的確に情報収集や伝達体制を整備し、町民の動揺及び混乱を避けるため、被害の状況、町民のとるべき措置等について正しく情報を伝え、不安解消に努めたいと考えております。

次に、日本での地震活動が活動期に入っているという認識があるかということについて、1995年阪神・淡路大震災以降、日本全国でマグニチュード6.0以上の地震が18件も起きております。ここ3年間を見ると、中越地震、能登半島地震、中越沖地震と最大震度6以上の地震が日本海側に集中しており、危機意識が強く感じられます。町では、能登半島地震で大きな被害もなく、何より人的被害がなかったことが不幸中の幸いであったと思います。

今後、10月よりスタートする緊急地震速報を広く町民に周知してもらい、自助・共助の精神を持ってもらい、町として緊急時に対応できる体制づくりを整備促進したいと考えております。

次に、中越地震、能登半島地震で高齢者に被害が集中したが、その教訓をどう生かすかということですが、これにつきましては、能登半島地震では、避難所でのエコノミ

ークラス症候群などのいわゆる関連死は発生していません。これは、中越地震で多くの方々が関連死により亡くなっておられる教訓を生かし、医師や看護師が対応に当たられたことによるところが大きいと認識しております。

避難所における死亡者を出さず、高齢者に対してのケアを適時適切に実施された能登半島地震での経験を、これからの地震対策に生かしていくことが重要と考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、乳幼児医療についてでございます。先ほども小島議員が言われましたとおり、現行の3歳児未満が就学時前に拡大されたこと、それと自己負担が3割負担から2割負担となるものでございます。それで、拡大されたらどれだけの額になるのかということでございますけれども、平成18年度の実績で試算いたしますと、約400万円が見込まれております。

次に、償還払いにより、現物支給が便利だというような話でございます。確かに、利用者の方とすれば便利になるのではないかなというふうに思っております。

また、国の助成金のペナルティーはという質問でございますけれども、国保療養費等国庫負担金の減額調整の額については、今想定される金額については少ないというふうに見込んでおります。主な要因といたしましては、県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に、実際に医療機関に支払った額を町が助成した場合に、補助金を交付するというふうになっておりますので、交付要綱に沿って今現在行っておるわけでございます。

また、国保税の減免につきましては、先ほど小島議員が提出されました野々市町のことに关しまして見ますと、私どもの町にも、本年4月1日において宝達志水町税減免要綱という規定によって、ここで準用しております。また、そういったものを見ながら行っております。

また、野々市町のものにつきましては、一覧表にまとめられていることでわかりやすくなっているかなというふうに思っていますし、また、当町の要綱といたしましては、一覧表でなく、税の種類ごとの理由や割合を表で表現しております。そういった形で、あくまでもこれにつきましては災害を想定して行っているということなので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 小島議員の質問にお答えいたします。

学校図書の充実について3点御質問されたかと思えます。

まず、第1点目でございます。文部科学省が、学校図書館図書整備5カ年計画を打ち出しております。財政措置も行うというものだが相違ないかと、こういう御質問でございます。文部科学省は、小中学校の学校図書館図書の計画的な利用や読書活動の充実を推進するため、平成19年度から5カ年計画で増加冊数及び更新冊数、合わせて毎年約200億円の地方財政措置、いわゆる交付税算入を講じております。

この財政措置を活用して、早期に標準冊数の達成に努めるとともに、学校における各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に積極的に活用させ、全校一斉の読書活動の推進や図書の読み聞かせなど、児童・生徒の読書活動の推進・充実を求めています。

次に、2点目の町内各小中学校ごとの現在の整備率、いわゆる国が示す標準図書数との割合でございますが、国が直近の調査として公表している数字でございます。平成17年の決算額になるわけでございますが、町内各小中学校の整備率を申し上げますと、押水第一小学校117.3%、宝達小学校103.8%、相見小学校54.1%、樋川小学校68.5%、志雄小学校70.6%、押水中学校69.2%、志雄中学校40.1%という状況になっております。

また、参考までに申し上げますと、石川県内の公立小中学校の標準を達成している学校の割合でございますが、小学校におきましては29.2%、中学校におきましては20.4%達成していると、こういう数字が公表されております。

3点目の、図書館整備計画を策定し、100%にするような予算措置が必要だと思ふという質問でございます。いわゆる図書室の蔵書数が学校図書館の充実度をあらわすバロメーターの一つになるわけでございますが、日常における学校の図書室の利活用状況も大変重要なポイントと考えております。

本町の場合、図書室同士あるいは町立図書館との検索機能も整備されております。図書の貸し出し等で充実した連携が図られているわけでございますが、今後各学校ごとの利活用状況をいま一度再点検いたしまして、未達成となっている5校については、今後予算措置に配慮しながら、できるだけ早く国が示す標準冊数に達するよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 町長の答弁で、防災計画は県の変更がない限り町は変更できない、その面は私決して否定するものではないです。ただ、町は町として独自にやらなければならないことがあるんですよね。例えば、柏崎刈羽原発で火事になったことがあったでしょう。変圧器なんです。あの変圧器が火事になったというのは、実は大変なことなんです。

何でかといいますと、そこは原発の特徴なんですけれども、原発はとめても常に炉心を冷やし続けなければだめなんです。崩壊熱といってどんどん熱を発生して炉心を溶かしてしまつて大変なことになるんです。ですから、原発をとめても常に原発を冷やし続けなければだめと。その原発をとめているときに、じゃ電気はどうするかというと、ほかの電力会社の電気を買って、外で変圧器でそれを冷やすしかないんです。ですから原発の外に変圧器があるんです。

ですから、あそこが火事になったということは実は大変な問題なので、世間では余り、また東京電力のホームページでも軽く出ていますけれども、実はあそこが火事になったということは、スリーマイル島の事故を想定した専門家というのがたくさんおられるんです。炉心が溶けていってしまつて大爆発になる。大変な放射能が漏れてしまうというのが実はスリーマイル島の事故だったんです。それと同じような状況になりかけたんです。

ただ、変圧器が偶然に、たまたまだと思いますけれども、炉心内のディーゼル発電機がたまたま作動した。大抵は作動しないんです。しないときが多いんです。そのために変圧器が外にあるんですけれども、ほかの電力を使うというのがあるんですけれども、そういうことも含めて、原発が近いんですから、放射能を浴びたら大変なんですから、私は町独自でそういう学習教育も含めてやっていく必要があると思っているんです。

実は、ちょっと調べましたら、PTAの強い要望とかで押水中学校では放射能漏れ事故を想定した防災というのをやっているんです。大変大事なことだと思います。それだけ住民の不安というのが高まっています。きのう、きょう始まったことではないです。ずっと何年間も続けてやられています。大事なことだと思います。ですから、そういうイニシアチブを町がとっていく必要があると思うんですけれども、それは再質問いたします。

2番目には消防の体制です。私らは常備消防の方々には、頑張ってくれ、頑張ってくれと言うんです。でも、頑張ってくれと言われても、頑張つて一生懸命できるような人員の

体制がないと、それこそ大変なことになると思います。常備消防の部門の少なさ、半分以下ですよ。国の基準の半分以下を、町長は非常備の消防が賄っていくというふうに言われましたけれども、でも常備消防にしかできないことってたくさんあるでしょう。

例えば大きな救急車に乗って、救急士さんが気管確保したりとか、いろんな救急のことをやったりというのは、非常備消防の方はできないです。常備消防で247名が必要やという国の基準なんです。これはあくまでも、常備消防を賄えるところも部分的にはあるでしょうけれども、基本的にはこれを充実、立派にしていかないと間に合わなくなってしまうという思いなんです。ですから今、非常備消防で賄っていくと言われたんですけども、じゃ具体的にどの辺を賄っていくのか、もしわかっておられたら答えていただきたいと思います。

それと乳幼児医療費の件です。今決算書を見ましたら、2,800万円の町独自の医療費助成を子供たちにやっています。対前年度比は、今、町長言われたように800万円でした。対前年度800万円というのはどういうことかということ、小学校へ上がるまで、小学校1年生、2年生、3年生で800万円余計に使ったということなんです。国から今度はその分助けるよということで400万円来ると。そうしたら、最低4年生、5年生ぐらいまで、特に大きくなればなるほど医療費はかからないものですから、強くなるものですから。一番かかるのは小学校に入る前です、特に3歳までの医療費というのは大変ですから。

私は、4年生、5年生、できたら6年生ぐらいまで、もしかしたらこの400万円で賄っていけるのではないかな。少なくとも1学年、2学年は賄っていけると思うんですけども、それをわかりましたら教えてください。

4点目には、国民健康保険税の減免申請の問題ですけども、これ4月1日に規定をつくられたということで福祉課長言われたんですけども、確かに大事なことだと思います。具体的に見てわかるような減免規定があるというのは大事なんですけども、インターネットや町のホームページをよく見る私も知りませんでしたし、ですから、絵にかいたもちがあってもどうしようもならんという思いなんです。

ぜひ、それをたくさんの町民に知らせていただきたいという思いと、もう一つは、これ災害だけなんです。でも、本当に困って、まじめに払いたいけれども払えないという人は、この災害だけでは救えないと思います。

福祉課長には先ほど、野々市町のやつを具体的に渡したり、前に金沢市のやつもお渡ししたりしたことがあるんですけども、例えば年間収入400万円が300万円になった。そん



なときにはどうしたらいいかとか、250万円が200万円になった、そんなときはどうしたらいいかというのが具体的にわかるような、収入の減額で決められているんです。ですから災害だけじゃないんです、対応できるのは。その生活実態に合って対応できるようになっているものですから、そういう災害以外の減額免除制度というのをつくる必要が、申請減免としてあると思うんですがいかがでしょうか。

以上4点、再質問します。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の再質問であります。

町地域防災計画の問題でございますけれども、私の答弁したのは、町防災計画は県地域防災計画の方針に沿う必要があることから、県における地域防災計画が変更されない限り、町単独での原発事故を想定した具体的な対応策は難しいと答弁したわけでございまして、原発に対するそれぞれの住民の知識の向上、あるいはまたそういった事故に対する啓発、これは防災計画と別に大いに私は取り入れてやっていいことだと思っております。

今後そういう機会があれば、そのような機会をとらえて学校だけではなく、地域の皆さん方にもやはりそのような知識を啓発していくのも必要なことではないかなと考えております。御理解賜りたいと思います。

それともう一つ、広域消防の国の基準といったものと現勢力との問題でありますけれども、ちなみに参考に申しますと、県内の消防署では、平成18年4月1日現在で国の基準に対しての人員配置率は42%から、多い広域圏では64%であると聞いております。ちなみに、羽昨都市広域圏事務組合消防本部は42.5%で、どちらかという低い方です。

ただ、それぞれこういった消防署の職員の定数については、それぞれの圏域において条例で定数を定めております。その条例数に準じてパーセントを言うならば、県内では85%から100%というそれぞれの自治体があるわけでございます。羽昨都市広域圏消防本部の条例に対する充足率は95.5%です。

ただ、もう一つ、小島議員の質問の中で、それぞれ定数に対する質問があったわけですが、現在の羽昨都市広域圏消防の有している人員で、現在のそれぞれ起こり得る災害あるいは火災等については十分に対応できる人員を確保していると思っております。

そのほかに、非常備の消防もそれぞれの自治体に抱えているということで、先ほど答弁させていただいたわけでございますし、この国の基準そのものも、私はいささか設定され

た時点で、どのような形でこの基準を出されたかということについては、私も勉強不足でございますけれども、その基準を出された当時と比べまして、数段に消防力もそれぞれ向上しております。機械化も一段と進んでおりますし、それぞれの能力も違うと思います。そういう中で、それぞれの広域圏あるいはまた自治体において、しっかりと十分な対応ができる人員確保に努めているものと思っておりますので、先ほどその内容で答弁をさせていただきました。御理解いただけますか。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、再質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、乳幼児医療でございます。先ほども言いましたとおり、400万円の差がございます。そういったものについては、先ほども町長が答弁いたしましたとおり、もう少し様子を見てやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう一点でございますけれども、軽減のものでございます。それにつきましても、今言われたように、広報等が少し周知が悪かったかなというふうに反省してございますので、またそれに伴いまして、これからはPR等をさせていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど言われた特別の中で、いろいろな問題等が言われております。そういった中において、これからどういう形でできるのかということも踏まえながら検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上です。

議長（近岡義治君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

#### 委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。認定第1号 平成18年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成18年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算特別委員会委員の選任について

議長（近岡義治君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、宝達志水町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私の方より指名いたします。

決算特別委員会の委員に林 一郎君、岡野 茂君、川崎與一君、中谷浩之君、津田 勤君、柴田 捷君、萩山恭子君を指名いたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

午後2時17分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、岡野 茂君、副委員長、林 一郎君、以上のとおりであります。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第51号から議案第54号までの議案4件は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することとしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第51号から議案第54号は、議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### 休会の議決

議長（近岡義治君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月13日から9月18日までの6日間休会としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月13日から9月18日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

#### 散 会

議長（近岡義治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は9月19日午後2時から会議を開きますので、御参集いただきたいと思ひます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時19分散会

平成19年9月19日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭

学校教育課長 松田正晴  
生涯学習課長 源大恵  
会計課長 藤本和善  
志雄病院事務局長 米谷勇喜

#### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

(追加日程)

日程第1 発議第3号 道路整備促進に関する意見書について

日程第2 質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

議長（近岡義治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、9月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 御報告申し上げます。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月13日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では森林の管理状況、そして下水道加入促進に関するひとり暮らしの世帯状況、クマ騒ぎの現状等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月13日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では敬老会の運営、そして小学校における命の大切さ教育や後期高齢者保険の今後等に関する質疑があり、慎重な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る9月14日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では企業誘致における便宜供与の経過、観光パンフレットの増刷などの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、議案説明においては、今後も一層の充実に努められたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議に合わせて議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。



以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

#### 委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

#### 討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して、提案された議案4件中、議案第51号の平成19年度一般会計補正予算案について反対します。

2款1項7目の総務企画費に2,800万円の工事請負費が計上されています。これは、誘致企業である針山にできる木質バイオマス施設の機械が、当初の予定より規模が大きくなり、そのため、必要であった1日70トンの水使用が100トンにふえたために、町がその差し引き30トンの水を確保するために支出する工事請負費であります。これで、この誘致企業には合計5,055万円の町費の支出になるという報告も受けました。

これまで町は、針山に木質バイオマス施設を誘致するに当たり、住民からの意見を聞いて施設からの排水の処理に努力されたのは認めるところであります。しかし、3月予算議会でも指摘しましたように、本来環境に優しいはずの木質バイオマス施設が、廃材を処理する機械を大きくし、山の上に施設を設置することによって、環境には優しくないものへと転化します。

つまり、町内外からの廃材をトラックで針山まで持ってこなければならぬからであります。二酸化炭素のみならず、窒素化合物も大気中にふやしてしまうことになるからであ

ります。そのことに目をつぶることはできません。よって、平成19年度一般会計補正予算案に反対するものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## 採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第51号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第52号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第53号 字及び小字の区域並びに小字の名称の変更並びに小字の区域の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第54号 宝達志水町公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

#### 提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） ただいま上程されました発議第3号 道路整備促進に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

道路は、日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域の活性化と豊かな生活を実現するため、優先的に整備されるべきものであります。また、今回の能登半島地震においても、代替道路や耐震性の確保などを再認識したところであり、今後

も道路整備を一層推進しなければなりません。

その整備財源であった道路特定財源の見直しに関する具体策は示されていますが、道路整備を望む国民の声は依然として高く、道路整備を強力に推進しなければなりません。高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる地域の実現を図るため、地方道路整備はより一層重要となっています。そのため、道路整備に必要な安定した財源を確保し、おこなっている地方道路整備を積極的に進められるよう要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### 質 疑

議長（近岡義治君） 次に、追加日程第2 議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

#### 討 論

議長（近岡義治君） 追加日程第3 討論を行います。討論ありますか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 道路整備促進に関する意見書案に対する反対討論を行うものであります。

これまで、道路特定財源は高規格幹線道路をつくることを中心に使われてきました。そもそも道路整備にだけ特定財源を数兆円も使う構造が、これまでのむだな道路をつくってきたと言えます。アメリカの新聞では、日本の財政は道路建設で破綻すると皮肉られているような問題ある財源であります。あの広いアメリカの道路財源の4倍も5倍もあるこの道路特定財源、これを一般財源化することを強く求め、本当に必要な地方の道路建設を要望し、この意見書に反対を表明するものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

#### 採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

発議第3号 道路整備促進に関する意見書についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### 各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 川 崎 與 一

署名議員 岡 野 茂

